日本における結婚移住女性に対する 制度・政策に見る法的課題

一韓国・多文化家族支援法を題材にして— 上江洲 純 子

1 はじめに

法務省の統計によれば、2018年6月末現在、日本に中長期にわたって在留又は永住する外国人(以下「在留外国人」という。)の数は263万7251人に達し、統計を取り始めた1959年以降過去最高を記録している(法務省入国管理局「平成30年6月末現在における在留外国人数について(速報値)」)。その中で、日本政府は、将来的にその深刻化が予想されている国内における労働力不足への対応策として、外国人労働者の受入れ拡大の推進を明らかにし、すでに2025年までに50万人を超える受入れ目標値も設定した。この流れを受けて、2018年12月には、在留資格に新たに「特定技能」という資格を追加し、当該在留資格を有する外国人労働者を受け入れる「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号。以下「入管法」という。)」の改正が成立し、2019年4月の施行に向けて、現在急ピッチで外国人労働者の受入れ環境等の整備が進められている状況にある。

その一方で、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の区分に該当する長期在留外国人、いわゆる「定住外国人」については、こちらも増加傾向で推移しており、数の上では在留外国人の約5割強を占めているにもかかわらず、これに特化した施策は何ら実施されていない。中でも、日本語能力も備わっていないまま日本人男性との婚姻を目的に日本に移住した「結婚移住女性」やその子どもたちには、日本社会に適応し、共生していくための支援が必須と思われるが、そのような支援策の実施を義務付ける法令も整備されていない。

このような状況の中で、注目されるのは在留外国人を対象とした日本語

教育支援に関する立法化の動きである。2016年に超党派の国会議員により 結成された日本語教育推進議員連盟が、在留外国人が日常生活・社会生活 を円滑に営むことができる環境整備を目的に日本語教育を推進していくこ とを目指して、2018年5月には「日本語教育推進基本法(仮称)」の大筋 を政策要綱(原案)として取りまとめ、同年12月にはこれを「日本語教育 の推進に関する法律」という名称に改めて、その法律案を議決し、現在、 今国会での早期成立を目指しているところである。

確かに、外国人にとって日本語の習得やその能力の向上は日常生活や社会生活を営む上で不可欠であることから、当該法律案の制定は、日本語教育の支援推進を目的とする基本法として大変意義があるものとなろう。しかし、今般の法律案は日本語教育支援という個別の施策に特化したものであり、在留外国人に対する包括的な支援施策の実施を義務付けるものではない。

加えて、当該法律案は、それぞれの在留資格や目的に応じた施策を義務付けるものではなく、結局のところ、結婚移住女性とその子ども達は、当該法律案が成立・施行された場合も、これまでと同様、他の在留外国人と共通の施策体系の下に置かれることになる。

この点、韓国においては、2008年に制定・施行された「多文化家族支援法(以下、「支援法」という。)に基づいて、「結婚移民者¹」とその家族、いわゆる「多文化家族」を対象に、包括的な多文化家族支援施策が継続的に実施され、すでに法施行から10年が経過したほか、昨年新たな基本計画が策定され、さらに多文化家族支援施策の充実が図られている。

そこで、本稿では、日本における結婚移住女性に対する制度・政策の法 的課題に着目しつつ、韓国の支援法やその支援施策の状況を分析した上で、 それを手掛かりに、今後、日本においては結婚移住女性や多文化家族支援 につき、どのような方向性を志向すべきか検討することを目的とする。

¹ 多文化家族支援法の下では、韓国国民と婚姻している又は婚姻していた在韓外国人等を「結婚移民者」と定義し、邦訳としてもこれが定着しているため、本稿でもこれに倣っている。

なお、本稿の末尾にて韓国の現行の「多文化家族支援法(試訳)²」を資料として提供する。

2 韓国における多文化家族支援の状況³

(1) 支援法の概要

韓国では、2006年頃から結婚移民者や外国人労働者等が急増したために、 定住外国人政策の重要性が認識されるようになり、中でも、結婚移民者の 家庭生活や社会生活への適応の問題が深刻なものと受け止められるように なった。その流れを受けて、多文化家族を対象とした支援事業が本格的に 実施されるようになったことで、2008年3月21日に制定されたのが支援法 であり、同法は同年9月22日に施行された。

支援法は、制定当初は全16条で構成されていたが、その後の改正により、 追加の条項が関連する規定の枝条項として挿入されたことにより、現在で は、24の条項を擁する法律となっている。

支援法の目的は、第1条により、多文化家族構成員が安定した家族生活を営み、社会構成員としての役割と責任を果たすことができるようにすることで、これらの生活の質向上及び社会統合に寄与することであるとされており、単なる生活支援ではなく、結婚移民者が社会構成員として韓国社会に貢献できるような支援を行うべきことが明示されている。

また支援法2条は、支援法の法的対象となる「多文化家族」の定義を定めるが、2011年の改正により範囲を拡大させ、帰化した者も支援対象に加えたほか、児童・青年の支援対象年齢も上限を引き上げている。それのみならず、支援法14条や14条の2により、事実婚や離婚したケースも支援対

- 2 これは、JSPS 科研費(課題番号:16K13336)の共同研究者であるイヒョンジョン (沖縄国際大学)が邦訳したものを、安藤由美 (沖縄国際大学)、西山千絵 (琉球大学大学院)、及び上江洲が文言を調整し確認する方法で完成させたものである。
 - なお、多文化家族支援法制定時の邦訳については、白井京「韓国の多文化家族支援法―外国人統合政策の一環として」外国の立法 238 号 (2008) 158 頁以下参照。
- 3 本節の記述は、2018年8月に、支援法に基づいて多文化家族支援施策を立案・遂行する中央行政機関である「女性家族部」を訪問・調査した際に提供された資料「여성가족부 다문화가족 정책 및 사업(女性家族部多文化家族政策および事業)」及びヒアリングした内容に基づくものである。

象とされている。

さらに、支援法3条においては、国家と地方公共団体が果たすべき責務 や役割が明記されており、その中で、国家には多文化家族支援制度の構築 と、それに基づく施策の実施を義務づけられており、地方公共団体には多 文化家族支援サービスを提供できるように担当機関と担当職員の配置が求 められている。これらの役割に実効性を持たせ、多文化家族に対する支援 政策を着実に推進していくために、支援法3条の2では、この役割を担う 女性家族部に多文化家族政策基本計画(以下「基本計画」という。)の策 定を義務付けている。

そして、第5条においては、上記のような多文化家族支援を実施することに対する国民の理解を得るために、国や地方公共団体には、多文化家族に対する社会的差別や偏見を予防し、互いを尊重しあう社会を構築するため多文化理解教育やそのための広報等、必要な措置をとらなければならないとされている。

第6条以降は、国や地方公共団体が支援策として講じることが可能な支援メニューを具体的に列挙しており、結婚移民者が移民後すぐに社会に適応できるよう基本的な生活情報の提供や韓国語教育の支援を行うサービスのほか、DV被害対策から結婚移民者の出身言語によるサービスまでと、その内容は多岐にわたる。

このように法に列挙された具体的な多文化家族支援サービスを提供する機関として、第12条では、国や地方公共団体が「多文化家族支援センター(以下「センター」という。)を設置できる旨を定めているが、この規定に基づき韓国全域に当該センターが設置され、サービスの提供システムが確立されている。

支援法は、わずか24の条項を定める法律でありながらも、当該法に基づいて、包括的な多文化家族支援施策が展開されていることが見て取れる。

(2) 多文化家族支援策の推進体制と基本計画の概要

それでは、支援法に基づく多文化家族支援施策を立案し推進する体制は

どのようになっているか。

韓国における多文化家族政策支援の主な推進機関としては、まず国家の中央機関である女性家族部があげられる。そこが韓国における多文化家族支援政策の基本方針となる基本計画を策定し、その実効性を担保するために1年ごとの実行計画を定めている。さらに、計画に基づいて実施が決定された個々の事業に対する予算措置をはかることや、それを担う地方公共団体やセンターに分配することもその職務であり、個々の事業を統括する役割も果たしている。

これに対して、地方公共団体のうち広域自治体となる特別市・広域市・ 道は、管轄する地域に関する施策を検討し、実行計画を策定して、基礎的 な自治体となる市・郡・区が実施する事業に予算措置をはかり、その実施 状況を把握する。そのため、個々の事業に基づいて多文化家族支援サービ スを行うのは結局のところ、市・郡・区であり、それにより設置されたセ ンターの役割ということになるが、多くの場合、センターは、自治体の直 営ではなく、民間委託の形式で運営されている。

このように、韓国では、女性家族部を頂点に、多文化家族支援サービスの提供が行われていることになるが、当該女性家族部はこれまでどのような基本方針の下でその職務を遂行してきたのであろうか。

支援法制定当初に女性家族部が策定した基本方針は、第1次基本計画 $(2010 \sim 2012)$ である。その後支援法3条の2が基本計画については5年 ごと、3条の3が実行計画を1年ごとに策定することを義務付けたため、第2次基本計画は2013年から2017年までの計画となり、現在は第3次基本 計画 $(2018 \sim 2023)$ が策定され、その下で各種施策が実施されている状況にある。

第1次基本計画では、主に結婚移民者の韓国社会への適応に重点を置いた政策が提言・実行されたが、そこのみに焦点をあてて恩恵的な政策に終始した結果、多文化家族に対する否定的・差別的な認識を払拭できず、具体的な支援施策についても、重複支援が生じたり、その逆に継続性がなく

一回限りの事業となってしまったという課題が発生した⁴。それらの反省を踏まえて策定された第2次基本計画では、韓国社会の変化にも対応できるよう、そして多文化共生社会の構築が社会の発展に寄与できるような計画を目指して、主に以下の事項に取り組んでいる。①多文化家族間で相手方の文化を尊重する平等な家族構築のための意識醸成支援、②多文化家族の子どもの就学や学校生活に関する支援、③安定的な家族生活基盤の構築支援、③就労支援など結婚移民者の社会経済的進出の推進支援、④多文化家族に対する社会的理解の向上策、などである⁵。そして、現在実施されている第3次基本計画では、①多文化家族の長期定着支援、②結婚移民者の多様な社会参加の拡大支援、③多文化家族の子どもの安定的成長支援と能力強化、④相互尊重に基づく多文化理解の向上等、第2次基本計画を引き継ぐ施策のほか、新たな施策も展開されている。

中でもこの第3次基本計画で注目すべきは、結婚移住女性たちへの韓国語支援の目標を、これまでの韓国社会への初期適応から、社会・経済的自立支援に移していることである⁶。つまり、支援法制定から10年が経過し、結婚移住女性の大半が中長期滞在に入ってきているため、生活言語の支援を基本とする基礎韓国語から、より積極的に社会参加が可能になるような言語支援へとレベルが一段階引き上げられているのである。加えて、その子どもたちに対しては就学や学校生活に対する支援のほか、バイリンガル教育を強化することで多文化家族をグローバル人材として積極的に活用する姿勢が打ち出されている。さらに結婚移住女性の母国語や自国文化を尊重するよう家族の理解を促すプログラム等も提供するなど、韓国では多文化家族の置かれている状況や時代の変化に合わせて多文化家族への支援策も変化していることが窺える。

⁴ 金松美=朴東鎮「韓国における多文化家族支援サービスの特性と変遷過程-多文化家族支援センターを中心に- | 評論・社会科学 123 号 40 頁以下参照。

⁵ 金=朴・前掲注440-41頁参照。

⁶ 第3次基本計画の分析については、イ ヒョンジョン=上江洲純子「沖縄の多文化家族を 巡る日本語支援と法的問題に関する考察」沖縄県日本語教育研究会第16回大会(2019年3 月9日開催)予稿集参照。

(3) センター及び提供するサービスの概要

こうして策定された基本計画はどのように具現化されるのか。上述したように、基本計画を踏まえ、国や地方公共団体の予算で多文化家族支援サービスの提供を担うのは、支援法12条に基づき各地方公共団体に設置されるセンターであり、現在の各地域における設置数は200箇所以上に上る。

センターの業務は多岐にわたり、支援法12条では、①多文化家族のための教育・相談等支援事業の実施、②結婚移民者等に対する韓国語教育、③多文化家族支援サービス情報提供及び広報、④多文化家族支援関連機関・団体とのサービス連携、⑤働き口に関する情報提供及び働き口の斡旋、⑥多文化家族のための通訳・翻訳支援事業、⑦その他多文化家族支援のために必要な事業、を提供することが義務付けられ、そのための予算は、国家と地方自治体が50%ずつ負担している。

入国して間もない結婚移住女性に対する言語支援プログラムはもちろん、センターに出向くことができない者には訪問教育を実施、また多文化家族の子どもに対しては発達状況を確認するための訪問なども実施している。特に特徴的なのは、サービスが結婚移民者のみならず、外国人労働者や留学生なども含めて提供されていることである。また、継続して質の高いサービスや対象者特性に適合するサービスを提供するために、教育プログラムやスタッフの強化を図ることも行っている。このようにセンターは、地域社会の中で多文化家族支援として大きな役割を果たし、さらには韓国社会で生活している外国人支援の役割も担っており、この10年で韓国における多文化支援サービス提供の中核機関として発展し、定着したと評価できる。つまり、韓国では、多文化家族支援事業がそれを必要としている結婚移住女性やその子ども、そして多文化家族へ行き届くように公的なサービスの提供体制が整っているのである。

3 考察

上述したように、韓国では、多文化家族支援の包括的な支援を推進する ため、トップダウン型で法や体制の整備を進めてきた結果、支援法の制定・ 施行から10年で、多くの成果を打ち出している。さらに、現在遂行中の第 3次基本計画においては、支援の主眼が、社会適応から自立支援に移って いることも注目すべきことである。

これに対して、韓国国内においては、いまだ関係機関の連携が不十分であるとして女性家族部の機能を問題視するものや、散発的な事業により非効率的な支援の存在を指摘する声もあり、こうしたトップダウン型の推進施策に対する疑問を提起するものも存在する。また、支援法の対象が結婚移民者や多文化家族に限定し、その他の定住外国人、特に、現在日本で議論されている外国人労働者に対する支援が対象外とされている点にも批判が多い。

しかしながら、包括的な基本法を整備し、基本計画を策定して予算を配分する仕組みを構築し、個々のきめ細やかな事業プログラムを具体的に指定して展開する手法は、その実現度の点でもかなり成果を上げており、支援サービスを提供する体制整備の点でも、韓国の支援法やその枠組みは大いに参考になると思われる。

まず、韓国の多文化家族支援制度が機能している理由の一つとして、支援法に国・地方公共団体の責務が明確に定められていることが挙げられる。

国の責務については、支援法において、支援法の目的達成に必要な制度を構築し、具体的な施策を定めて実施することにあるとし、そのために、5年毎の基本計画の策定が義務付けられている。加えて、その着実な遂行のために、1年ごとに実行計画の策定・実施も明記され、それにより具体的な事業の設定や予算措置を行うことができる枠組みとなっている。

さらに、支援法は、地方公共団体の責務として、地方公共団体が、多文 化家族支援のための組織・部署を設置し、職員を配置しなければならない と定めている。日本においては、そもそも地方公共団体にはこのような法 的義務が課されておらず、そのため行政機関に多文化家族支援のためのワ ンストップサービスを担う部署が設置されていないことが一番の課題とい えよう。

その他に、支援法は、広域的な自治体に数えられる特別市・広域市、そ

して道にも、国とともに実行計画策定義務を課すことで、広域的な自治体が、そのための予算措置をはかり、基礎的自治体である市・郡・区の事業を支援する仕組みを確立している。

このように支援法において定められている多文化家族支援の仕組みは、 国、広域自治体、基礎的自治体の順で支援や予算が下りていく、ピラミッド型の支援体制であることがみてとれる。これらが法定され、国と地方の 役割分担が明らかにされていることで、多文化家族支援サービスの受益者 である多文化家族へ確実にサービスを届けることができるということであ ろう。

また、支援法によれば、結局のところ、実際の多文化家族支援事業を担うのは、基礎的自治体である市・郡・区であり、その下に設置されるセンターである。ただし、多文化家族支援事業の遂行機関となるセンターは、その多くが民間事業者へ委託されている。そのため、実質的には、具体的な多文化家族支援事業を実施する予算措置をはかって、センターの事業を統括することが市・郡・区の主な業務といえるが、当然これらも支援法に基づいて具現化されている事項である。

以上のような韓国の状況を踏まえれば、多文化家族支援に係る実効的な制度を確立するには、日本においても立法による手当が不可欠となろう⁷。本来、多文化家族支援サービスを提供すべきは、日本においても韓国と同様、各市町村の役割となるが、これを自覚させ、市町村が主体性を持って積極的に支援事業に取り組むためには強力な動機付けが必要となる。そのためにも、立法化をはかって、国や地方公共団体の責務を明確にすることが重要であり、だからこそ、昨今の在留外国人に対する日本語教育支援の立法化の動きは歓迎すべき状況といえる。

次に、韓国の多文化家族支援制度が機能している理由の二つ目としては、 支援法が、多文化家族に対する支援メニューを明記することで市・郡・区 ごとのサービスの格差や偏重を防ぎ、多文化家族が公平にサービスを享受

⁷ イ ヒョンジョン = 上江洲純子 = 安藤由美 = 西山千絵「沖縄における結婚移住女性を巡る 現状に関する調査研究」南島文化 40 号(2018)101 頁参照。

できる仕組みを確立させていることをあげることができる。

各市・郡・区においても多文化家族の数には差があるが、韓国全土には200箇所以上のセンターが設置され、どのセンターでも多文化家族が受講可能な画一的な基本プログラムが用意されている。日本においては、在留外国人の集住地域とされる都道府県や市町村が独自に支援プログラムを提供することがあるが、これらも提供する自治体によって内容が異なり統一されていない。こうした各自治体における支援の格差や偏重を解消し、支援の質を確保するためにも、支援法、そしてその下で作成される基本計画や実行計画の果たす役割は大きいと思われる。

4 おわりに

それでは、日本においては韓国のような立法化や多文化家族支援事業の 提供はどのような形式であれば実現できるのであろうか。

まず、日本においても多文化家族支援に関して立法化の途を探ることは決して不可能ではない。上述したように、2016年11月に結成した日本語教育推進議員連盟は、在留外国人の日本語支援の推進を目的に、「日本語教育の推進に関する法律」、いわゆる日本語教育推進法の成立を目指しているが、そこで、まとめられた法律案を概観すると、法の目的とするところが日本語支援に限定されているとはいえ、韓国の支援法の制度枠組みといくつかの類似点がみられる。たとえば、当該法律案には、支援法と同じように、国の責務が盛り込まれている。国の役割として、日本語教育の推進に関する総合的な施策の策定・実施を義務付けるとともに、そのために必要な法制上・財政上の措置を講ずべきことも明記されている。そして、施策を実施するために、概ね5年毎に基本方針を定めるべきとされていることもまた支援法と類似している点である。

これに対して、地方公共団体の責務としては、地域に応じた施策の策定・ 実施を義務付けたことは評価できるものの、これが努力義務に留められて おり、実効性の点では疑問が残るところである。加えて、当該法律案は、 韓国の支援法のように、支援の対象を多文化族に限定していないため、結 婚移住女性たちが望むものと現実に提供される事業との間にミスマッチが起こる可能性は払拭できない。その逆に、支援内容は日本語教育に限られるため、韓国の多文化家族支援センターが提供する多様なメニューの提供を期待することはできない。さらに、当該法律案には、韓国のように、各市町村への日本語支援の部署の設置義務や職員の配置義務が盛り込まれておらず、多文化家族支援センターのようなしくみも整えられていないため、このままでは必要とする支援が必要としている者に届くピラミッド型の支援の枠組みの実現には至らない可能性が高いといえる。

このように、当該法律案には課題が多々見受けられるものの、必要とされる日本語支援事業に対して国が基本施策の策定や予算措置を講じることができるような法的枠組みの構築を目指している点は評価することができ、いずれは多文化家族に対する総合的な支援の体制を確立する上での参考になると思われる。昨今の外国人労働者の受入れ拡大を視野にいれた入管法改正の動きも踏まえると、日本語教育推進法の制定の必要性はますます高まるものと予想され、さらには、当該法の制定により、結婚移住女性やその子どもたちを含む多文化家族に対する日本語教育支援の充実にも期待が高まることから、今後の立法化の動向については注視していく必要があろう。

次に、日本においても文化庁が委託事業として実施している既存の定住 支援事業が存在し、実績も積んでいることから、多文化家族支援事業のメ ニューの原型のいくつかは既に存在していると評価することができる。

それが条約難民とその家族に対する日本定住支援プログラムである。このプログラムは定住支援施設における約180日間の定住支援プログラムを提供するものであり、具体的には、572時間の日本語教育と120時間の生活ガイダンスで構成され、日本語の基礎や生活に必要な日本語が学べるとともに、日本で生活する上で必要な知識、例えば医療・保険・年金・税金などの知識も得ることができる。加えて、就労支援も実施しており、全てのプログラムが無償で提供されている。

このような難民向けの定住支援プログラムを提供する定住支援センター

の取り組みは、いずれ日本においても韓国のような多文化家族支援を行う上で、結婚移住女性やその子どもたちに対して日本への移住直後に提供すべき初期的社会対応プログラムの例として、大いに参考になると思われる。以上概観してきたように、日本においても多文化家族支援のための法的枠組みを構築することや施策を実施することは不可能ではない。しかしながら、現在の日本においては、外国人労働者の受入れに伴って生じる問題への対応こそが喫緊の課題であり、その状況下では結婚移住女性や多文化家族に焦点を当てた立法や施策を企図することは難しいと思われる。今後は、日本語教育推進法案が目指しているように、在留外国人のすべてを支援対象とした法体系の中で、その各論部分において、結婚移住女性やその子どもたちを含む多文化家族を対象とした支援が届くような仕組みについても模索していく必要があろう。

* 本稿はJSPS科研費(課題番号:16K13336)の助成を受けたものである。

【参考資料】

韓国・多文化家族支援法(法律第8937号)【試訳】

制定:2008年3月21日 施行:2008年9月22日

第1条(目的)

この法律は、多文化家族構成員が安定した家族生活を営み、社会構成員としての役割と責任を果たすことができるようにすることで、これらの者の生活の質の向上及び社会統合に寄与することを目的とする。

第2条(定義)この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。

- ① 「多文化家族」とは次の各目のいずれかに該当する家族をいう。
 - イ 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者及び「国籍法」第2条から第4条までの規定により大韓民国国籍を取得した者で形成された家族
 - ロ 「国籍法」第3条及び第4条により大韓民国国籍を取得した者 及び同法第2条から第4条までの規定により大韓民国国籍を取得 した者で形成された家族
- ② 「結婚移民者等」とは多文化家族の構成員であった次の各目のいずれかに該当する者をいう。
 - イ 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3号の結婚移民者
 - ロ 「国籍法」第4条の規定により帰化許可を受けた者
- ③ 「児童・青少年」とは24歳以下の者をいう。

第3条 (国及び地方自治体の責務)

- 1 国及び地方自治体は、多文化家族構成員が安定した家族生活を営める ように 経済・社会・文化など各分野で社会構成員としての役割と責任 を果たせるよう必要な制度及び条件を構築し、このために施策を策定・ 実行しなければならない。
- 2 特別市・広域市・特別自治市・特別自治道及び市・郡・区(自治区を

指す。以下同じ)には、多文化家族支援を担当する機構と公務員を置か なければならない。

3 国及び地方自治体は、この法律による施策のうち外国人政策関連事項 に関しては、「在韓外国人処遇基本法」第5条から第9条までの規定に 従う。

第3条の2 (多文化家族支援のための基本計画の策定)

- 1 女性家族部長官は、多文化家族支援のために5年ごとに多文化家族政策に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画には次の各号の事項を含まなければならない。
 - ① 多文化家族支援政策の基本方針
 - ② 多文化家族支援のための分野別発展施策及び評価に関する事項
 - ③ 多文化家族支援のための制度改善に関する事項
 - ③の2 多文化家族構成員の経済・社会・文化など各分野における活動 増進に関する事項
 - ④ 多文化家族支援のための財源確保及び配分に関する事項
 - ⑤ その他多文化家族支援のために必要な事項
- 3 女性家族部長官は、基本計画を策定するときは、あらかじめ関係中央 行政機関の長と協議しなければならない。
- 4 基本計画は、第3条の4の規定による多文化家族政策委員会の審議を 経て確定する。この場合、女性家族部長官は、確定した基本計画を関係 中央行政機関の長と特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別 自治道知事(以下「市・道知事」という。) に知らせなければならない。
- 5 女性家族部長官は、基本計画を策定するために必要と認める場合、関係機関の長に基本計画の策定に必要な資料の提出を要求することができる。
- 6 第5項により資料の提出を要求されていた関係機関の長は、正当な理由がない限り、これに従わなければならない。

第3条の3 (年度別実行計画の策定・実行)

- 1 女性家族部長官、関係中央行政機関の長及び市・道知事は、毎年基本 計画により多文化家族政策に関する実行計画(以下「実行計画」という。) を策定・実行しなければならない。
- 2 関係中央行政機関の長及び市・道知事は前年度の実行計画による推進 実績及び次の年度の実行計画を大統領令で定めるところにより毎年女性 家族部長官に提出しなければならない。
- 3 実行計画の策定・実行及び推進実績の評価等に必要な事項は、大統領 令で定める。

第3条の4 (多文化家族政策委員会の設置)

- 1 多文化家族の生活の質向上及び社会統合に関する重要事項を審議・調整するために国務総理所属で多文化家族政策委員会(以下「政策委員会」という。)を置く。
- 2 政策委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。
 - ① 第3条の2の規定による多文化家族政策に関する基本計画の策定及 び推進に関する事項
 - ② 第3条の3の規定による多文化家族政策の実行計画の策定、推進実績点検及び評価に関する事項
 - ③ 多文化家族と関連した各種調査、研究及び政策の分析・評価に関する事項
 - ④ 各種多文化家族支援関連事業の調整及び協力に関する事項
 - ⑤ 多文化家族政策と関連した国家間協力に関する事項
 - ⑥ その他多文化家族の社会統合に関する重要事項で委員長が必要と認 める事項
- 3 政策委員会は、委員長1人を含む20人以内の委員で構成し、委員長は 国務総理が務め、その他の委員は次の各号の者が務めるものとする。
 - ① 大統領令で定める中央行政機関の長
 - ② 多文化家族政策に関して学識と経験が豊富な者の中から委員長が委

嘱する者

- 4 政策委員会で審議・調整する事項をあらかじめ検討し、大統領令により委任された事項を扱うために政策委員会に実務委員会を置く。
- 5 その他政策委員会及び実務委員会の構成及び運営等に必要な事項は、 大統領令で定める。

第4条(実態調査等)

- 1 女性家族部長官は、多文化家族の現況及び実態を把握し、多文化家族 支援のための政策策定に活用するために3年ごとに多文化家族に対する 実態調査を実施して、その結果を公表しなければならない。
- 2 女性家族部長官は、第1項による実態調査のために関係公共機関又は 関連法人・団体に対して必要な資料の提出等協力を要請することができ る。この場合において、資料の提出等協力を要請された関係公共機関又 は関連法人・団体等は特別な理由がない限り、これに協力しなければな らない。
- 3 女性家族部長官は、第1項による実態調査を実施する場合において、 外国人政策関連事項に関しては法務部長官と、多文化家族構成員の児童 の教育に関する事項に関しては教育科学技術部長官と協議を経た上で、 実施する。
- 4 第1項による実態調査の対象及び方法等に必要な事項は、女性家族部 令で定める。

第5条 (多文化家族に対する理解増進)

- 1 国及び地方自治体は、多文化家族に対する社会的差別及び偏見を予防 し、社会構成員が文化的多様性を認め、尊重することができるように多 文化理解教育及び広報等必要な措置をとらなければならない。
- 2 女性家族部長官は、第1項による措置を通して、広報映像を制作し、「放 送法 | 第2条第3号による放送事業者に配布しなければならない。
- 3 女性家族部長官は、「放送法」第2条第3号による地上波放送事業者(以

下、この条では「地上波放送事業者」という)に同法第73条第4号によって、大統領令として定める非商業的公益広告編成比率の範囲で、第2項の広報映像をチャンネル別に送出するように要請することができる。

- 4 地上波放送事業者は、第2項の広報映像のほかに独自の広報映像を制作して送出することができる。この場合において、女性家族部長官に必要な協調及び支援を要請することができる。
- 5 教育部長官及び特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育 長は、「乳児教育法」第2条、「初・中等教育法」第2条又は「高等教育 法」第2条による学校で多文化家族に対する理解を助ける教育を実施す るための施策を策定・実行しなければならない。この場合において、第 4条による実態調査の結果の中多文化家族構成員である児童・青少年の 教育現況及び児童・青少年の多文化家族に対する認識などに関する事項 を反映しなければならない。
- 6 教育部長官及び特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育 長は、「乳児教育法」第2条、「初・中等教育法」第2条による学校の教 員に対して、大統領令で定める内容によって多文化理解教育関連研修を 実施しなければならない。

第6条(生活情報提供及び教育支援)

- 1 国及び地方自治体は、結婚移民者等が大韓民国で生活するのに必要な基本的情報(児童・青少年に対する学習及び生活指導関連情報を含む)を提供し、社会適応教育並びに職業教育・訓練及び言語疎通能力向上のための韓国語教育等を受けることができるように必要な支援をすることができる。
- 2 国及び地方自治体は、結婚移民者等の配偶者及び家族構員が、結婚移 民者等の出身国家及び文化などを理解するために必要な基本的情報を提 供し、関連教育を支援することができる。
- 3 国及び地方自治体は、第1項及び第2項による教育を実施する場合に おいて居住地及び家庭環境等によりサービスから疎外される結婚移民者

等がないように訪問教育又は遠隔教育等多様な方法で教育を支援し、教 材及び講師等の専門性を強化するための施策を策定・実行しなければな らない。

- 4 国及び地方自治体は、第3項の訪問教育の費用を、結婚移民者等の家 具・所得水準・教育の種類など女性家族部長官が定めて告示する基準に よって、差等支援することができる。
- 5 国及び地方自治体は、第4項による費用を支援するにあたって、費用 支援の申請、金融情報などの提供、調査・質問などについては「子供ケ ア支援法」第22条から第25条までの規定を準用する。
- 6 結婚移民者等の配偶者など多文化家族構成員は、結婚移民者等が韓国 語教育など社会適応に必要な多様な教育を受けるように努力しなければ ならない。
- 7 その他第1項及び第2項による情報提供及び教育に必要な事項は、大 統領令で定める。

第7条 (平等な家族関係の維持のための措置)

国及び地方自治体は、多文化家族が民主的で両性平等な家族関係を享受することができるように、家族相談、夫婦教育、両親教育、家族生活教育等を推進しなければならない。この場合において、文化の差等を考慮した専門的なサービスが提供されるように努力しなければならない。

第8条 (家庭暴力被害者に対する保護・支援)

- 1 国及び地方自治体は、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」により多文化家族内家庭暴力を予防するために努力しなければならない。
- 2 国及び地方自治体は、家庭暴力で被害を受けた結婚移民者等を保護・ 支援することができる。
- 3 国及び地方自治体は、家庭暴力の被害を受けた結婚移民者等に対する 保護及び支援のために外国語通訳サービスを整えた家庭暴力相談所及び

保護施設の設置を拡大するように努力しなければならない。

4 国及び地方自治体は、結婚移民者等が家庭暴力で婚姻関係を終了する場合、コミュニケーションの困難及び法律体系等に関する情報の不足等で不利な立場に置かれないように意見の陳述及び事実確認等において言語通訳、法律相談及び行政支援等の必要なサービスを提供することができる。

第9条 (医療及び健康管理のための支援)

- 1 国及び地方自治体は、結婚移民者等が健康に生活することができるように栄養・健康に対する教育、産前・産後支援者派遣、健康診断等の医療サービスを支援することができる。
- 2 国及び地方自治体は、結婚移民者等が第1項による医療サービスの提供を受ける場合、外国語通訳サービスを提供することができる。

第10条 (児童・青少年保育・教育)

- 1 国及び地方自治体は、児童・青少年保育・教育を実施する場合において多文化家族構成員の児童・青少年を差別してはならない。
- 2 国及び地方自治体は、多文化家族構成員の児童・青少年が学校生活に 迅速に適応することができるように教育支援対策を用意しなければなら ず、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育長は、多文化 家族構成員の児童・青少年に対して学科外又は放課後教育プログラム等 を支援することができる。
- 3 国及び地方自治体は、多文化家族構成員の18歳未満の人の小学校進学 前保育及び教育支援のために努力し、その構成員の言語発達のために韓 国語及び結婚移民者等である父又は母の母国語教育のための教材支援及 び学習支援等言語能力向上のために必要な支援をすることができる。
- 4 「嬰幼児保育法」第10条による保育園の園長、「幼児教育法」第7条による幼稚園の長、「小中等教育法」第2条による各級学校の長、その他に大統領令で定める機関の長は、児童・青少年保育・教育を実施するに

あたって、多文化家族構成員である児童・青少年が差別を受けないよう に必要な措置をしなければならない。

第11条 (多国語によるサービス提供)

国及び地方自治体は、第5条から第10条までの規定による支援政策を 推進する場合において結婚移民者等のコミュニケーションの困難を解消 し、サービスの利用可能性を向上するために多国語によるサービス提供 が行われるように努力しなければならない。

第11条の2 (多文化家族総合情報電話センターの設置・運営等)

- 1 女性家族部長官は、多国語による相談・通訳サービスなどを結婚移民者等に提供するために多文化家族総合情報電話センター(以下「電話センター」という)を設置・運営することができる。この場合、「家庭暴力防止及び被害者保護などに関する法律」第4条の6第1項の後段による外国語サービスを提供する緊急電話センターと統合して運営することができる。
- 2 女性家族部長官は、電話センターの設置・運営を大統領令で定める機 関及び団体に委託することができる。
- 3 女性家族部長官は、電話センターの設置・運営を委託する場合、予算 の範囲でそれに必要な費用の全部または一部を支援することができる。
- 4 電話センターの設置・運営に必要な事項は、女性家族部令で定める。

第12条(多文化家族支援センターの設置・運営等)

- 1 国及び地方自治体は、多文化家族支援センター(以下「支援センター」という)を設置・運営することができる。
- 2 国又は地方自治体は、支援センターの設置・運営を大統領令で定める 法人又は団体に委託することができる。
- 3 国又は地方自治体ではない者が、支援センターを設置・運営しようと した場合は、予め市・道知事又は市長・郡長・区庁長(自治区の区長を

指す。以下同じ)の指定を受けなければならない。

- 4 支援センターは、次の各号の業務を遂行する。
 - ① 多文化家族のための教育・相談等支援事業の実施
 - ② 結婚移民者等に対する韓国語教育
 - ③ 多文化家族支援サービスの情報提供及び広報
 - ④ 多文化家族支援関連機関・団体とのサービス連携
 - ⑤ 働き口に関する情報提供及び働き口の斡旋
 - ⑥ 多文化家族のための通訳・翻訳支援事業
 - (7) その他多文化家族支援のために必要な事業
- 5 支援センターには、多文化家族に対する教育・相談等の業務を遂行す るために関連分野に対する学識及び経験を有する専門担当者を置かなけ ればならない。
- 6 国及び地方自治体は、第3項により指定した支援センターに対して予算の範囲で第4項各号の業務を遂行するのに必要な費用及び支援センターの運営に係る費用の全部又は一部を補助することができる。
- 7 第1項、第2項及び第3項による支援センターの設置・運営基準、委託・指定期間、手続き等に必要な事項は、大統領令で定め、第5項の規定による専門担当者の基準等に必要な事項は、女性家族部令でそれぞれ定める。

第12条の2 (補修教育の実施)

- 1 女性家族部長官又は市・道知事は、支援センターに置く専門担当者の 資質と能力を向上させるための補修教育を実施しなければならない。
- 2 第1項による補修教育の内容・期間及び方法などは、女性家族部令で 定める。

第12条の3 (類似名称使用禁止)

この法による支援センターでなければ、多文化家族支援センター又は これと類似する名称を使用することはできない。

第13条 (多文化家族支援業務関連公務員の教育)

国及び地方自治体は、多文化家族支援関連業務に従事する公務員の多文化家族に対する理解増進及び専門性向上のために教育を実施することができる。

第13条の2 (多文化家族支援事業専門担当者養成)

- 1 国又は地方自治体は、多文化家族支援及び多文化理解教育などの事業 推進に必要な専門担当者を養成するために努力しなければならない。
- 2 女性家族部長官は、第1項による専門担当者を養成するために大統領 令で定めることによる大学又は研究所など適切な専門家と施設などを備 えた機関又は団体を専門担当者養成機関として指定して管理することが できる。
- 3 国又は地方自治体は、第2項によって指定された専門担当者養成機関 に対して予算の範囲で必要な経費の全部又は一部を支援することができ る。
- 4 第2項による専門担当者養成機関の指定基準及び手続等は大統領令で 定める。

第14条(事実婚姻配偶者及び子供の処遇)

第5条から第12条までの規定は、大韓民国国民及び事実婚姻関係で出 生した子供を養育している多文化家族構成員に対して準用する。

第14条の2 (多文化家族子女に対する適用特例)

多文化家族が離婚などの事由によって、その関係が解消された場合でも、その構成員であった子女に対しては、この法を適用する。

第15条 (権限の委任及び委託)

1 女性家族部長官は、この法律による権限の一部を大統領令で定めると ころにより市・道知事又は市長・郡長・区庁長に委任することができる。 2 国及び地方自治体は、この法律による業務の一部を大統領令で定める ところにより非営利法人又は団体に委託することができる。

第15条の2 (情報提供の要請)

- 1 女性家族部長官又は地方自治体の長は、この法の施行のために必要な場合には、法務部長菅に次の各号の情報のうち、結婚移民者等の現況把握のための情報として、大統領令で定める情報の提供を要請することができる。この場合、地方自治体の長は、該当管轄区域の結婚移民者等に限って要請することができる。
 - ① 「在韓外国人処遇基本法」第2条第3項による結婚移民者の外国人 登録情報
 - ② 「国籍法」第6条第2項によって帰化許可を受けた者の帰化許可申 請情報
- 2 第1項による情報の提供を要請された法務部長官は、正当な事由がな ければこれに従わなければならない。
- 3 第1項によって情報を提供された女性家族部長官又は地方自治体の長は、提供された情報を第12条第1項・第3項によって支援センターに提供することができる。

第16条 (民間団体等の支援)

- 2 国及び地方自治体は、多文化家族支援事業を遂行する団体又は個人に対して必要な費用の全部又は一部を補助し、又はその業務遂行に必要な行政的支援をすることができる。
- 3 国及び地方自治体は、結婚移民者等が相互扶助するための団体の構成・ 運営等を支援することができる。

第17条 (過料)

1 第12条の3に違反した者に対しては、300万ウォン以下の過料に処する。

2 第1項による過料は、大統領令で定めることにより女性家族部長官又 は地方自治体の長が付加・徴収する。